

社 長 の た め の お 勉 強

令和 6 年 9 月 17 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

公売の手続きについて

先日、東京国税局が税金の滞納者から差し押さえた「フェラーリ 488 Pista Spider」がインターネット公売に出品され、約 9430 万円で落札されました。国税のオークション形式のネット公売で不動産以外としては過去最高額となり話題になりました。

公売とは、滞納者が税金を納付しない場合、差し押さえた財産を入札等の方法により売却して金銭に換え、滞納している税金に充てる手続きをいいます。

公売される財産の種類、公売の方法などは次のとおりです。

公売の参加資格		原則として、どなたでも参加できます。 ただし、次の方は参加できません。 ① 滞納者 ② 国税庁、国税局、税務署の職員 ③ 公売への参加を制限されている方
公売財産の種類		・ 土地、建物等の不動産 ・ 絵画、宝石、時計等の動産 ・ 自動車、ゴルフ会員権等
公売の方法	入札	入札参加者のうち、最高価額の入札者に売却する方法 ・ 期日入札：特定の公売日に公売会場で提出された入札書をその日に開札 ・ 期間入札：定められた期間内に提出された入札書を別の日に開札
	競り売り	買受希望者が買受申込みを行い、最高価額の買受申込者に売却する方法 民間のオークションサイトでも実施されています。

動産、自動車等を公売する場合には、事前に下見会を開催する場合もあるようです。

興味がある方は、国税庁 HP の「公売情報」や「KSI 官公庁オークション」をご覧ください。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office